



## 令和6年度 第3回島根県(県立病院)

### 育休任期付職員採用(登録)試験(育休任期付短時間勤務職員登録試験)

## 受 験 案 内

島根県病院局  
T 693-8555 出雲市姫原4-1-1  
TEL (0853) 30-6477  
島根県病院局ホームページ  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/hosp/>

### 島根県立病院憲章

- 患者さんの意思を尊重し、高い倫理観に基づいた、高度で専門的な医療を安全に提供します。
- 県立病院として、県の医療計画に基づき病院の機能と役割を明確にし、救急医療、周産期医療、災害医療、へき地医療などの政策医療を積極的に担います。
- 他の医療機関などとの連携を密にして、地域医療の充実に努めます。
- 地域に期待される医療者の育成に努めます。
- 職員が安心して働くことができる職場環境の整備に努めます。
- 公共性を確保し、合理的かつ効率的な病院経営に努めます。

島根県立中央病院又は島根県立こころの医療センターで、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員(以下「育休任期付職員」と言います。)及び職員の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員(以下「育休任期付短時間勤務職員」と言います。)を募集します。

#### 育休任期付職員

- この試験の合格者は、**令和6年12月以降**において、職員の産前産後休暇期間中(概ね16週間程度)は臨時職員として採用されます。
- その後、選考を経た上で、職員の育児休業期間を任用の限度として、任期を定めた育休任期付職員として採用されます。育休任期付職員としての任用期間は、概ね6月以上3年未満ですが、職員の育児休業期間に応じて、採用時に決定することになります。
- また、この試験の合格者については、併せて「育休任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。上記任用期間後においても、登録有効期間中に、新たに育児休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。ただし、職員の育児休業の取得状況等によっては、すぐに再び採用されるとは限りませんし、再び採用されない場合もあります。
- 登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年です。

#### 育休任期付短時間勤務職員

- 育休任期付職員採用試験の受験者は、育休任期付短時間勤務職員の登録について併願することができます。(育休任期付短時間勤務職員のみの登録試験は行いません。)
- 併願の有無は、試験結果に影響しません。
- 育休任期付職員採用試験の合格者のうち、育休任期付短時間勤務職員の登録を併願したものについては、併せて育休任期付短時間勤務職員登録者として登録されます。
- 育休任期付職員の任期後、育児短時間勤務を行う職員がいる場合に、当該期間を任用の限度として、任期を定めた短時間勤務職員(育休任期付短時間勤務職員)として採用されることがあります。ただし、職員の育児短時間勤務の状況によっては、すぐに採用されるとは限りませんし、採用されないこともあります。
- 育休任期付短時間勤務職員は6月以上1年未満の任用期間となります。職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。

#### 受付期間 随時

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

試験日 随時

合格発表 随時

## 1 募集職種、登録予定数及び職務内容

| 職種      | 採用者数 | 職務内容                      |
|---------|------|---------------------------|
| 診療放射線技師 | 1名   | 島根県立中央病院に勤務し、専門的業務に従事します。 |

## 2 受験資格

### (1) 資格等

| 職種      | 資格等             |
|---------|-----------------|
| 診療放射線技師 | 診療放射線技師の免許を有する人 |

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- (イ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (エ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 3 試験の方法

| 職種      | 試験項目 | 内 容                     |
|---------|------|-------------------------|
| 診療放射線技師 | 面接試験 | 職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。 |

## 4 試験会場 島根県立中央病院(島根県出雲市姫原四丁目1-1)

## 5 受験手続、申込先及び受付期間

### (1)提出書類

- ①育休任期付職員採用(登録)試験申込書(別紙様式) 1部
- ②履歴書(市販のJIS規格) 1部  
顔写真は裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかりと貼ってください。
- ③受験資格を有することを証明する書類  
※資格免許証の写し
- ④切手 350円分  
受験票を送付する際に使用します。

### (2)提出期限、方法

上記提出書類を、直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「育休任期付職員申込」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。

随時申し込みを受け付けます。受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分までです。

書類提出先・問い合わせ先

〒693-8555 出雲市姫原四丁目1-1 島根県病院局県立病院課(県立中央病院事務局内)  
TEL 0853-30-6477

## 6 受験に当たっての注意事項

- (1) 申込みを受付けたら、受験資格を審査し、試験日程を調整した後、受験票と試験日等の案内を返します。受験票が到着しないときは、島根県病院局県立病院課に必ず問い合わせてください。
- (2) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・横3cm縦4cm)を貼り付けて試験の当日持参してください。(写真がない場合は受験できません。)
- (3) 試験当日は次のものを持参してください。
  - ・ 受験票

## 7 任用予定 令和6年12月以降

## 8 採用、給与及び勤務時間等

### 【任期付職員】

- (1) この試験の合格者は、職員の産前産後休暇期間中(おおむね16週間程度)は臨時職員として勤務していただきます。その後、選考を経た上で、職員の育児休業期間を任用の限度として、任期を定めた育休任期付職員として採用します。
- (2) 職員の産前産後休暇期中は、臨時職員として任用されます。臨時職員の場合の勤務条件(令和6年4月1日現在)は、次のとおりです。
  - ア 給料 学校卒業後の経歴等により初任給を決定し、月額支給します。また、支給要件に該当する場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給します。
  - イ 勤務時間は、1ヶ月を平均して1週間あたり38時間45分。

(3) 育休任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等について職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されますが、育児休業をすることはできません。

採用後は、一般職の職員として勤務していただくことになり、給与、勤務時間等は次のとおりです。

ア 採用時の給料月額は、次の表のとおりです。このほかに任期の定めのない職員と同様に、期末勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。(学校卒業後の経歴を有する人は、その経歴に応じて給料月額を決定します。)

| 職種      | 初任給月額             |
|---------|-------------------|
| 診療放射線技師 | 207,220円(短大3卒21歳) |

イ 良好的な成績で勤務した場合、昇給の対象となります(ただし、令和6年4月1日現在で55歳以上の人を除きます。)。

ウ 育休任期付職員として6月以上勤務して退職する場合には、退職手当が支給されます。

エ 勤務時間は、1ヶ月を平均して1週間あたり38時間45分。

オ 休日は原則として、毎週土・日曜日、祝日、年末年始。

- (4) この試験の合格者は、併せて、「育休任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。上記任用期間後において、登録有効期間中に、新たに育児休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。その場合、同様に職員の産前産後休暇期間中の一定期間は臨時職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年間です。

## 【育休任期付短時間勤務職員】

育休任期付職員採用(登録)試験の受験者は、育休任期付短時間勤務職員の登録について併願することができます(育休任期付短時間勤務職員のみの登録試験は行いません。)。

- (1) 育休任期付職員の合格者のうち、育休任期付短時間勤務職員の登録を併願したものについては、併せて育休任期付短時間勤務職員登録者として登録されます。育休任期付職員の任期後、育児短時間勤務を行う職員がいる場合に、当該期間を任用の限度として、任期を定めた短時間勤務職員(育休任期付短時間勤務職員)として採用されることがあります。育休任期付短時間勤務職員は6月以上1年未満の任用期間となりますが、職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。
- (2) 育休任期付短時間勤務職員は、任期の定めのある短時間勤務の職を占める職員となり、地方公務員法等の規定が適用されることとなり、給与、勤務時間等は次のとおりです。
- ア 初任給の額は、適用を受ける給料表の給料月額の、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で割落とした額となります。  
採用時の給料月額は、上記育休任期付職員と同じで、初任給は職歴等により、一定の額が加算されます。  
例えば、職種が一般事務で、高校卒18歳の人の場合、初任給はフルタイム勤務職員であれば給料月額163,224円となるところ、1週間当たりの勤務時間数が23時間15分の育休任期付短時間勤務職員であれば、97,934円( $163,224\text{円} \times 23\text{時間}15\text{分} / 38\text{時間}45\text{分}$ )となります。
- イ 良好的な成績で勤務した場合、昇給の対象となります。
- ウ 扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当、退職手当等は支給されません。  
通勤手当は、通勤回数に応じて減額される場合があります。(交通機関利用者の場合は定期券又は通勤回数に応じた回数券等の額、自動車等利用者の場合は1月当たりの通勤回数が10回未満であれば一般の職員に支給される額の半額となります。)
- エ 勤務は、週31時間以内で、曜日・時間帯等については、育児短時間勤務を行う職員の勤務時間により異なるため、採用時に決定することになります。

## 9 その他

- (1) 福利：地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。
- (2) 受動喫煙防止措置：敷地内禁煙。

## 10 試験結果の開示について

試験の結果は、受験者全員(棄権者を除く。)に通知します。

| 対象者       | 通知内容                                 | 通知方法                   |
|-----------|--------------------------------------|------------------------|
| 合格者及び不合格者 | 総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目 | 受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。 |

|    |         |
|----|---------|
| 職種 | 診療放射線技師 |
|----|---------|

|  |
|--|
|  |
|--|

## 育休任期付職員採用（登録）試験申込書

島根県病院局

|             |         |                        |
|-------------|---------|------------------------|
| 1. 氏名（ふりがな） | 2. 性別※1 | 3. 生年月日<br>年　月　日生（満　歳） |
|-------------|---------|------------------------|

4. 現住所（携帯電話については、連絡手段として了解いただける場合に記入してください）

〒

電話（自宅）（携帯）

メールアドレス

5. 受験票・試験結果通知送付先住所（現住所と異なる場合に記入してください）

〒

電話

6. 併願について（いずれかに○印をしてください）

|                          |      |   |       |
|--------------------------|------|---|-------|
| 育休任期付短時間勤務職員<br>登録試験について | 併願する | ・ | 併願しない |
|--------------------------|------|---|-------|

7. 志望の動機

上に記載した事項に誤りはありません。  
また、私は下記受験資格を満たしています。

令和　年　月　日

氏名（自署）

## 受験資格

- (1) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (イ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - (エ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (2) (1)に加え、免許証の交付を受けている人

## [記入上の注意]

1. 鉛筆以外の青又は黒の筆記具で書くこと。
  2. 数字はアラビア数字を用い、文字はくずさず、正確に書くこと。
- ※ 1 2. 性別の記載は任意です。未記入とすることも可能です。